

# 空家を活用しませんか？

～空き家紹介システム運用中～ 岡 市民協働課定住推進室 ☎(25) 8526

市では、市内の空き家を有効活用し、市への定住を促進して地域の活性化を図るために、「高島市空き家紹介システム」を運用しています。運用にあたっては市内の協力事業者（宅地建物取引業者）と共に高島市空き家活用促進協議会を設置し、これまでに空き家活用相談会を計 26 回開催するなど、空き家の有効活用を民間と行政の協働で促進しています。

【実績：相談件数 200 件、登録 89 件、成約 45 件（賃貸 26 件、売買 19 件）】

## 利用者の声

### 【売却した前所有者Hさん】

過日引き渡しの際には、「大事に使わせていただきます。」とおっしゃっていただき、とても嬉しく思いました。お人柄の良い入居者さんをご紹介くださり、家族一同喜んでおります。新しい入居者さんには、ぜひ高島市を気に入って、長くお住まいいただきたいと思っております。



### 【購入した石さん（茨城県から移住）】

釣りが好きで、琵琶湖周辺に住居を探していたところ、空き家紹介システムの登録住宅に出会えました。周りには田園も広がり、釣りスポットにもアクセスの良い場所で、毎日の暮らしを楽しんでいます。また、先の所有者さんが丁寧に使われていたようで、良いバトンタッチを受けたと喜んでおります。大事に使っていききたいと思います。

## 空き家活用相談会

空き家の所有者がその活用を気軽に相談できる場として、空き家活用相談会を開催します。空き家所有者の皆さん、ぜひ相談会にお越しください。

- ▶日時 1月20日(土) 10時～12時 ※ご予約をいただいた方を優先します。
- ▶場所 【今津会場】今津東コミュニティセンター
- 【新旭会場】新旭公民館（観光物産プラザ）
- 【安曇川会場】安曇川公民館

## 対策の推進に向け 空家等対策協議会を開催！

平成 29 年 3 月に策定した高島市空家等対策計画を進めていくため、高島市空家等対策協議会を発足し、11月1日(水)に第1回会議を開催しました。会議では、本市の空き家の状況や今後の取り組みなどについて情報共有を行いました。

委員の皆さんには、3年間お世話になりますが、よろしくお願ひします。



会議のようす

## 特定空家等\*の判断にかかる 立入調査を実施しました

昨年度、市内全域を対象とした空家等実態調査を実施し、1689件の空家等を確認しました。

本年度は、そのうち保安上危険があるなど緊急性が高い49件について立入調査を実施しました。調査の結果を次回の空家等対策協議会に報告し、意見を踏まえ対応方針を決定します。

\*特定空家等…放置すれば倒壊など著しく保安上危険な空家等



専門家と市職員による立入調査

## 暖房器具火災にご注意ください！

寒い冬の時期には欠かせない暖房器具ですが、誤った使用方法やちょっとした不注意から火災になります。必ず取扱説明書を読むとともに、次のポイントに注意して、火災から身を守りましょう。

### 暖房器具火災を防ぐためのポイント

- カーテンなどの燃えやすい物の近くや、物が落下するおそれのある所では使わないようにしましょう。
- 周囲の可燃物は整理整頓し、暖房器具（ストーブ）から1m以上は離しましょう。
- スプレー缶などは、暖房器具からの熱で熱せられ、破裂や爆発を起こすおそれがあるので、暖房器具の近くに置かないようにしましょう。
- 暖房器具の上に洗濯物を干さないようにしましょう。
- 寝る前には必ずスイッチを切りましょう。
- 石油ストーブに給油するときには、必ず火を消しましょう。
- 灯油のカートリッジタンクの蓋が確実に閉まっているか確認しましょう。

ポイント：注意してください

ポイント：注意してください

岡消防本部予防課 ☎(22) 5403



## 雪かき費用の一部を助成します！

ご自身で雪かきをすることが困難な方が、事業者や個人に委託した雪かき費用の一部を助成します！



▼対象者  
市内にお住まいで、市民税が非課税の世帯の方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方。

- ①70歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ②身体障害者手帳1級、2級または肢体不自由3級の方のみで構成される世帯
- ③ひとり親家庭の母または父と小学校6年生までの児童で構成される世帯

▼対象範囲  
玄関から道路までで、生活に支障をきたす範囲の通路の雪かき。

▼支援金の額  
雪かきにかかった費用の額に、3分の2を乗じた額。（千円未満は切り捨て。年間上限10,000円）

※申請には領収書の写しが必要です。  
また、振り込み先が分かるものを持ってきてください。  
※詳しくはお問い合わせください。

岡長寿介護課 ☎(25) 8029



# 税のお知らせ

1月下旬以降に  
市民税・県民税申告書や  
確定申告書等を発送します

平成30年度（平成29年分所得）の市民税・県民税申告書を、1月下旬に前年度に申告された方へ発送します。

また、平成29年分の所得税と復興特別所得税確定申告関係書類は、2月初旬に大阪国税局から発送されます。（消費税確定申告書および青色決算書等も該当される方には同封されています。）

なお、平成28年分の確定申告で、e-tax（電子申告）を利用された方や国税庁ホームページで申告書を印刷して提出された方、市の申告会場で確定申告書を提出された方には、申告用紙や確定申告の手引きは郵送されませんが、申告に必要な情報は、「メッセージボックス」や「お知らせハガキ」によ

税の申告の時期が近づいてきました。申告に必要な税の情報をお知らせします。

岡市役所税務課  
岡今津税務署  
☎(25) 8116  
☎(22) 25561

り連絡させていただきます。引き続きe-taxのご利用をお願いします。

## 重要なお知らせ 公的年金等を 受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、その年の所得税と復興特別所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、市民税・県民税の申告が必要になる場合があります。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

この場合でも、医療費控除などにより所得税の還付を受けるための確定申告書は、提出することができます。

## 変更点1 医療費控除は領収書が 提出不要となりました

平成29年分の確定申告および市民税・県民税申告から、医療費控除の領収書が提出不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。（税務署や市役所から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

※平成29年分から平成31年分までの確定申告については、従来どおり医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

## 変更点2 セルフメディケーション税制 （医療費控除の特例）が創設

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行っている居住者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般医薬品等（スイッチOTC医薬品）購入費を支払った場合に適用することができます。

※一定の取り組みとは・・・人間ドック、定期健康診断、予防接種など。

### 注意！

## ふるさと納税 ワンストップ特例

ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や市民税・県民税所得申告をされた場合（医療費控除等による申告も含む。）や6か所以上の市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となります。この場合、確定申告や市民税・県民税所得申告により、寄付金控除を受けていただけません。

### ふるさと納税

## ワンストップ特例制度とは？

○確定申告や市民税・県民税所得申告をしなくてよい給与所得者や年金所得者が寄付をした場合に、申告手続きを簡素化する特例制度です。

寄付をされるときに、ワンストップ特例の申請をされると、市町村間で通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税・住民税の寄付金控除・寄付金税額控除相当額）が適用されます。

### 特報

## 税の申告にも大変便利な 「マイナンバーカード」は お手軽、簡単に作れます！

市民課および各支所窓口において、マイナンバーカードの交付申請の受付を行っています。交付申請をご希望される場合は、マイナンバーカード交付申請書（QRコードまたはID掲載のもの）を持ってきたください。

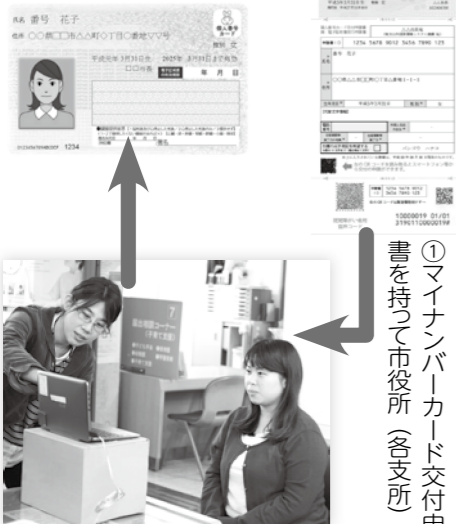
写真撮影も受付時に窓口で行うことができますので、申請書を持ってきていただくだけで簡単に申請することができます。（申請書が無い場合は相談してください。）

このカードは、コンビニで住民票などを取得することができ、確定申告（e-tax）による申告を含む。）の手続きにおいても必要になっていきます。大変便利なカードをいち早く作成しましょう！

▼受付 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分  
岡市民課 ☎(25) 8018

①マイナンバーカード交付申請書を持って市役所（各支所）へ

③後日  
マイナンバーカードの完成！



②その場で写真撮影ができます

## 今津税務署からのお知らせ



### ●今津税務署内の申告書作成会場のご案内

・開設期間 **2月16日金～3月15日木**（土日は開設していません）

・受付時間 **9時～16時**（「作成済みの申告書等の提出」と「用紙の交付」は17時まで）

#### 《ご注意ください》

※申告書作成会場では16時まで申告相談の受付をしておりますが、混雑状況によっては早めに相談受付を終了させていただく場合もあります。

※2月15日（木）以前につきましては、通常窓口での対応となりますので、混雑状況によって、長時間お待ちいただくことがあります。

※確定申告の期間の前半と後半は混雑しますので、比較的余裕のある2月下旬から3月初旬のご来場をお勧めします。

また、開催期間中におきましても混雑が予想されますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご利用をお勧めします。

※申告書作成会場で申告される場合は、申告の作成に必要な書類と前年分の申告書の控え、利用者識別番号等の通知（お持ちの方）、印鑑を持ってきてください。



こんにちは！ 人権擁護委員です

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された14人の方々の、特設人権なんでも相談所の開設や市内小学校・福祉施設で人権教室を実施され、人権の擁護に努められている方々です。あらゆる人権の問題について相談をお受けし、解決へ導いています。

人権擁護委員の皆さん

このたび、今津地域の奈良羊子さんと、マキノ地域の中川泰夫さんが12月末で退任され、1月から新たに今津地域に川崎正美さん、マキノ地域に西村直彦さんの2人がご就任いただきました。奈良さんは6年間、中川さんには9年間にわたり、地域の人権を守るためご尽力いただきました。本当にありがとうございました。

氏名	住所
江端 英嗣	マキノ町海津
西村 直彦	マキノ町海津
川崎 正美	今津町弘川
志連 晴子	今津町今津
坂川 道雄	今津町弘川
上田 謙治	朽木地子原
梅村 節子	朽木村井
川越 清司	安曇川町四津川
徳村 明美	安曇川町下小川
白井 洋子	安曇川町下古賀
三矢 艶子	宮野
日花 滋子	永田
三田村 治夫	新旭町饗庭



人権教室



街頭啓発



人権の花運動

人権啓発課 ☎(25) 8524

優秀作品が決定しました！ 人権啓発標語 優秀作品発表

高島市人権教育推進協議会（社会教育課内） ☎(32) 4457

人権意識を高めるため、人権啓発標語を募集したところ、3,412点の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。応募作品の中から、優秀作品として次の17点を選定しました。優秀作品は、人権啓発活動に活用させていただきます。

人権啓発標語優秀作品

【小学校 低学年の部】

- なくそうよ ともだちきずつく いやなこと  
(マキノ南小学校1年生 落川 温心さん)
- たすけあい みんながなかま いいえがお  
(新旭北小学校1年生 宮川 明寿香さん)
- ともだちの きもちになって かんがえよう  
(新旭北小学校1年生 植田 はぐみさん)
- したらダメ 自分がされて いやなこと  
(マキノ南小学校2年生 岡本 心さん)
- わかってね 君がイヤなら ぼくもイヤ  
(マキノ南小学校2年生 山口 陽央さん)
- 気づこうよ 言葉やいのちの 大切さ  
(高島小学校3年生 細見 心桜里さん)

【中学校の部】

- 「おはよう」と 元気に言える いい朝だ  
(湖西中学校2年生 粟津 花菜さん)
- 「やめとけよ」 その一言で 変わるはず  
(マキノ中学校2年生 八田 光琉さん)
- いじめゼロ ふみだす一歩は 私から  
(湖西中学校3年生 川端 萌々香さん)
- だいじょうぶ 君の味方に 僕はなる  
(今津中学校3年生 山室 祥大さん)
- 助けてよ 気づいてほしい その声に  
(高島中学校3年生 安井 怜奈さん)

【一般の部】

- いじめっこ 生まない家庭の あたたかさ  
(今井 紀美子さん)

【小学校 高学年の部】

- 一人には ぜったいさせない みんなが仲間  
(安曇小学校4年生 北村 温暉さん)
- なりたいな 人の気持ちが 分かる人  
(マキノ南小学校4年生 中村 嶺友さん)
- かわいそう 助けないのも いじめだよ！  
(マキノ南小学校4年生 平井 冴さん)
- 勇気だし 手をさしのべて 仲間だよ！  
(高島小学校4年生 河本 集翔さん)
- 大丈夫？ そっとさしだす 優しい手  
(高島小学校6年生 八田 かれんさん)



12月3日に開催された人権の集いで表彰される山口 陽央さん

高島市人権教育基礎講座受講者募集！

人権が一人一人の身近な問題であるとの認識と、互いの人権を尊重することの大切さについて理解を深めます。ぜひご参加ください。

▼日時・場所・内容など

◆第2回  
日時 1月19日(金) 13時30分～15時  
場所 今津東コミュニティセンター  
内容『インターネットと人権』  
講師 滋賀県人権センター 川原康彦さん

◆第3回  
日時 2月21日(水) 13時30分～15時  
場所 新旭公民館(観光物産プラザ)

内容『障がい者差別とは何か？』  
講師 立命館大学スポーツ健康科学科准教授 永浜 明子さん

- ▼参加費 無料
- ▼定員 各回100人
- ▼募集期間 各開催日の3日前まで
- ▼申込方法 電話、ファックス、メールで、受講希望日、住所、氏名、連絡先をお知らせください。 ※詳しくはお問い合わせください。

☎ 社会教育課 ☎(32) 4457 ☎(32) 1135  
✉ syakyo@city.takashima.lg.jp

架空請求はがきを送られています！  
ご注意ください！

「訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたはがきが届いたという相談が多数寄せられています。過去の契約に対して、未払い料金があるかのように思わせ、「期日までに連絡しないと訴訟を開始します」と脅して不安にさせる内容です。連絡を取ることで、さまざまな理由をつけて金銭を要求されますので、身に覚えがない場合は絶対に連絡をしないでください。

また、年末年始・お正月にご家族がそろわれる機会を利用して、悪質な手口にだまされないよう声を掛け合いましょう。

**消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの下、給与等の差し押さえ及び、不動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年11月28日  
法務省管轄支局 民事訴訟告知センター  
東京都千代田区霞が関2丁目8番1号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-4330-0000  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

架空請求はがきの例

☎生活相談課 ☎(25) 8125

特設人権なんでも相談所

毎日の生活の中で、差別的やいじめなど、人権についての問題で悩んでいますか？ ひとりでも悩まずに人権擁護委員にご相談ください。相談は無料、予約は不要、秘密は厳守されます。

○日時 1月10日(水)  
13時30分～16時

○場所 市役所  
本庁1階福祉相談室

☎ 人権啓発課 ☎(25) 8524